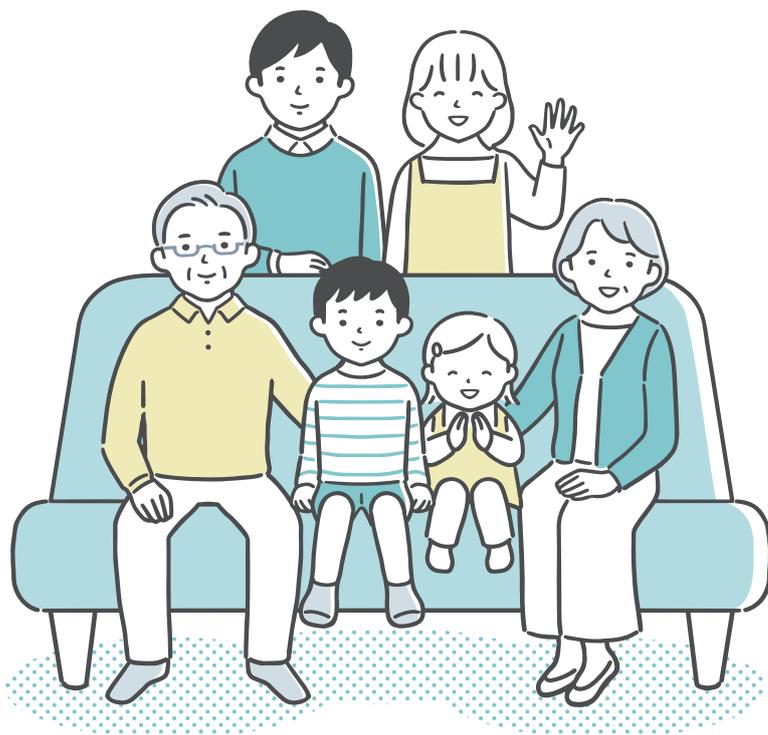


葛飾区 成年後見センター

高齢の方や障がいのある方が、
住み慣れた「かつしか」で
安心して暮らし続けるために



〈運営〉社会福祉法人 葛飾区社会福祉協議会
TEL 03-5672-2833

相談事業

訪問援助事業

人生の
エンディングの
準備支援事業

やすらぎ安心
サポート事業

終活情報登録事業

成年後見制度
利用支援事業

こんな悩みや不安がありませんか？

一人暮らしで、将来、
認知症や病気にな
ったらどうしよう…

自分が亡くなった後、
知的障がいのある
子どもの将来が心配…

父が認知症で
相続の手続きが
できない…

ヘルパーさんに
来てほしいけれど、
手続きや支払いは
どうしたらいいかしら…



施設に入っている
認知症の母の施設費用を
母の財産から支払いたい…

通帳の置き場所を
忘れてしまう…

身近に頼れる親族が
いなくて、亡くなった
後のことが心配…

P02 相談事業

どなたでも **無料**

これから福祉サービスを利用したい方への情報提供や困りごと、成年後見制度に関する相談など専門家による専門相談

P03 訪問援助事業

ご契約者 **有料**

社協とご契約いただき、社協が福祉サービスの利用や財産の管理などの援助を行います。ご相談は無料です。

P06 人生のエンディングの準備支援事業

どなたでも **無料**

エンディングノートの無料配布、終活講座の開催

P07 やすらぎ安心サポート事業

ご契約者 **預託金あり**

社協とご契約いただき、事前に預託金を預けていただくことで、社協が見守りを行いながら入院・入所の際の支援や葬儀・埋葬、家財処分などの死後事務を行います。

P09 終活情報登録事業

無料

終活に関する情報を社会福祉協議会に登録することで、もしもの時に登録情報を指定した方などにお伝えすることができます。

P10 成年後見制度利用支援事業

どなたでも **無料**

成年後見制度の紹介や制度に関連する情報の提供／成年後見の申立てをする方への支援

相談事業



高齢の方や障がいのある方、その家族を対象に、暮らしの中での福祉に関する困りごとや将来への不安などについて、無料で相談に応じます。



一般相談 (随時受付けています)

福祉サービスに関する相談、財産の管理・相続に関する相談、成年後見制度に関する相談、福祉サービスの利用に際しての苦情等について、電話や窓口でお受けして、職員が解決に向けて助言等を行います。相談内容によっては、下記の専門相談や終活相談をご案内します。

専門相談 / 終活相談 / 出張相談

※祝休日、年末年始は除く
(予約制です)

相談	内容	相談日	時間	相談員	場所	
専門相談	成年後見制度、遺言・相続に関する事など	毎月 第 2木 曜日	①13:00~13:40 ②13:45~14:25 ③14:30~15:10 ④15:15~15:55 (相談時間40分)	司法書士	社会福祉協議会 相談室 (ウェルピア かつしか3階) 堀切 3-34-1	
		毎月 第 4木 曜日		弁護士		
終活相談	死後事務(葬儀・お墓・家財整理)に関する事など	毎月 第 1水 曜日		①13:00~13:55 ②14:00~14:55 ③15:00~15:55 (相談時間55分)		弁護士
		毎月 第 3水 曜日				
出張相談	成年後見制度に関する事	毎月 第 2火 曜日	①10:00~10:50 ②11:00~11:50 (相談時間50分)	成年後見 センター 職員	葛飾区役所 区民相談室 (本館2階) 立石 5-13-1	
		毎月 第 4火 曜日				

※出張相談は相談日の2週間前から受付(相談日の2週間前が祝休日の場合は、直前の営業日から受付)

予約先 葛飾区成年後見センター TEL 03-5672-2833

訪問援助事業

・地域福祉権利擁護事業
・財産保管理サービス



高齢の方や障がいのある方が、住み慣れた「かつしか」で安心して生活できるように、財産の管理や福祉サービスの利用援助を行います。※社会福祉協議会と契約が必要です。

対象者

高齢または知的障がいや精神障がいなどにより判断能力に不安のある方や外出が困難な高齢者や障がいのある方。ただし、本事業の契約の内容について判断し、概ね理解できる方に限ります。

サービス内容

基本サービス

福祉サービスの利用援助(福祉サービスを安心して利用できるように相談に応じます。)

- 定期的な見守り ● 郵便物の確認 ● 福祉サービスの利用や利用料の支払いの手続き など

福祉サービスを利用
したいけど、どうしたら
いいんだろう…



郵便物がきても
手続きが
よくわからない…



福祉サービスのご案内や手続きのお手伝いをします。また、郵便物を一緒に確認しながら、手続きのお手伝いをします。



※保証人または緊急時の連絡先になること、本人に代わって施設の入退所契約や病院の入退院手続きなどをすることはできません。
※代筆はできません。

オプションサービス

① 日常的金銭管理サービス(毎日の生活に欠かせないお金の出し入れをお手伝いします。)

- 日常生活に必要な預貯金の払戻し
- 年金・社会保険料・公共料金・医療費・家賃等の支払い手続き
- 年金や福祉手当等の受領手続き など



通帳やおろしてきた
お金のしまい場所、
家賃・電気・ガスの利用料の
支払いを忘れてしまう…

○ 定期的に訪問し、ご本人の状況にあわせた生活費の払戻しや医療費・家賃・公共料金の支払いのお手伝いをします。

× ※確定申告や資産運用等はできません。

② 書類等の預かりサービス(大切な書類やハンコなどを安全にお預かりします。)

- 書類(年金証書・預貯金通帳・銀行印・実印・権利証・契約書類・保険証書)を金融機関の貸金庫に保管



一人暮らしで自宅に
通帳等を置いておくと心配…

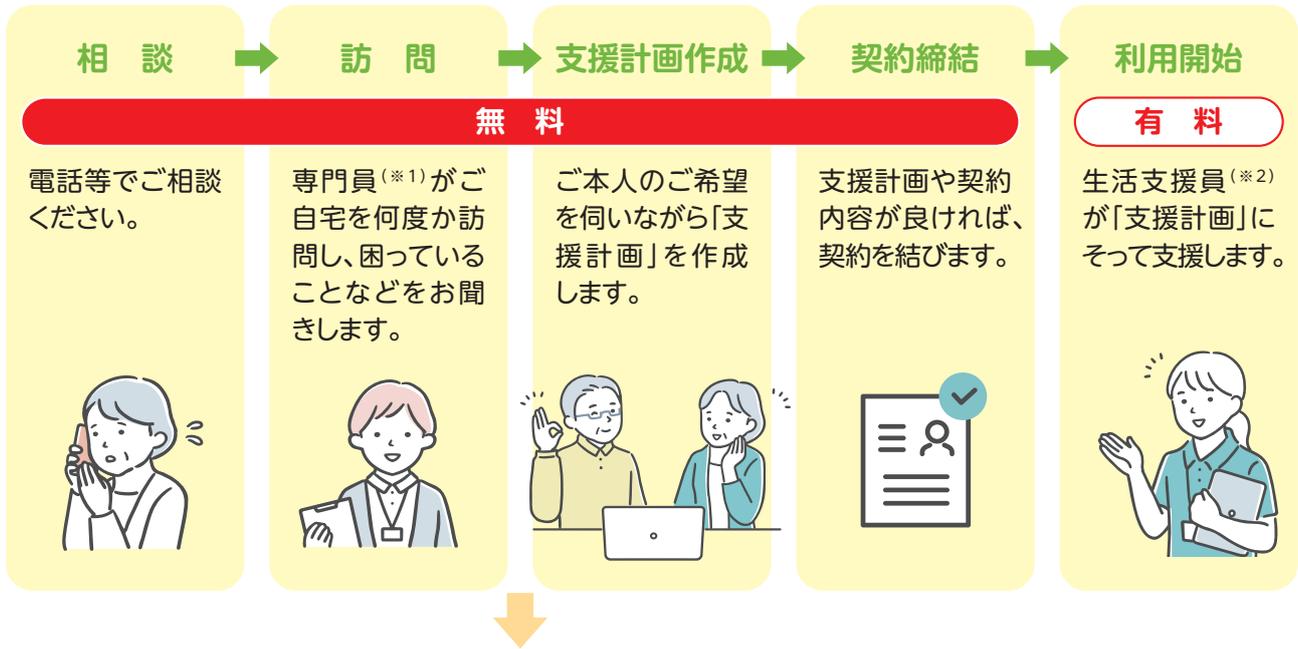
通帳等のしまい場所を
忘れてしまう…

○ 普段使わない年金証書・預貯金通帳・銀行印・実印・権利証・契約書類・保険証書などをお預かりし、金融機関の貸金庫に保管します。

× ※現金・宝石・貴金属類・カギなどはお預かりできません。

ご利用までの流れ

※契約まで一定の期間がかかります。



契約締結審査会

ご本人にこのサービスを利用していただけるかどうか、東京都社会福祉協議会に設置されている「契約締結審査会」で審査することがあります。

※契約締結審査会とは…

サービスを利用するための契約締結能力に疑義がある場合等に、医師、弁護士、福祉・保健関係の専門家が専門的見地から契約能力等を有するかどうか審査等を行います。また、ご本人を支援するために必要な助言を行います。



専門員^(※1)

ご本人の生活状況を確認して契約までの調整を行い、支援計画を作成します。

また、関係機関との調整や生活支援員の指導も行います。



生活支援員^(※2)

一定の研修を受け、社協と雇用契約を結んだ区民の方です。利用者宅を定期的に訪問し、支援を行います。



利用料

福祉サービスの利用援助		1回1時間まで1,000円 1時間を超えた場合、30分までごとに500円加算
日常的金銭管理サービス (福祉サービスの利用援助含む)	日常的に使用する通帳を 本人 が保管	
	日常的に使用する通帳を 社協 が保管	1回1時間まで1,500円 1時間を超えた場合、30分までごとに500円加算
書類等の預かりサービス		月額1,000円

利用料の参考例

月1回
1時間以内の場合

パターン1 福祉サービスの利用援助 → 利用料：**1,000円**

パターン2 福祉サービスの利用援助と日常的金銭管理サービス（通帳本人保管）
→ 利用料：**1,000円**

パターン3 福祉サービスの利用援助と日常的金銭管理サービス（通帳社協保管）
→ 利用料：**1,500円**

パターン4 福祉サービスの利用援助と日常的金銭管理サービス（通帳社協保管）と
書類等の預かりサービス → 利用料：**2,500円**

※「福祉サービスの利用援助」と「日常的金銭管理サービス」の両サービスを利用した場合は、「福祉サービスの利用援助」の利用料は「日常的金銭管理サービス」に含まれます。



利用料減免制度

次のいずれかの要件に該当する方は、利用料の減免対象となる場合がありますので、ご相談ください（書類等の預かりサービスには適用されません）。

- 住民税が非課税である世帯に属し、世帯の預貯金の総額が200万円以下である方。
- 生活保護を受給している方。



人生のエンディングの準備支援事業

エンディングノート

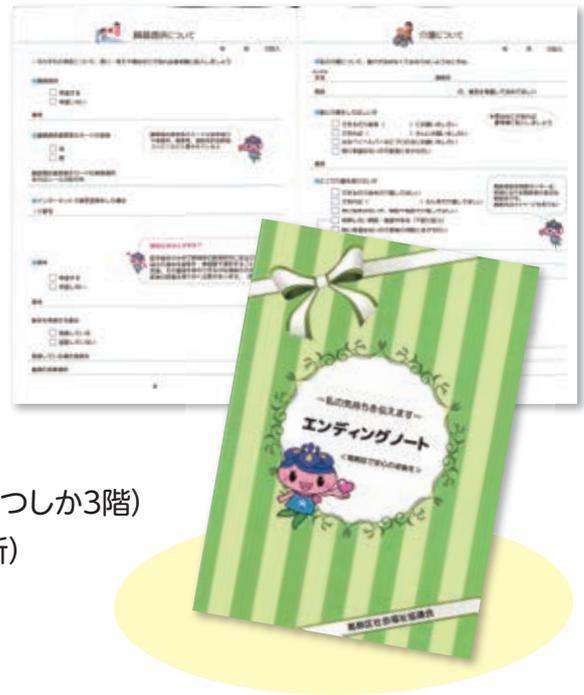
葛飾区社会福祉協議会オリジナルのエンディングノートを、区民の方へ無料でお配りしています。

内容

- 延命措置や介護についての希望
- 葬儀やお墓についての希望
- 財産に関すること
- 大切な人へのメッセージ など

配布場所

- ① 葛飾区社会福祉協議会(ウェルピアかつしか3階)
- ② 高齢者総合相談センター(区内14ヶ所)
- ③ 葛飾区役所福祉管理課 3階
- ④ 地区センター(区内19ヶ所)



終活講座

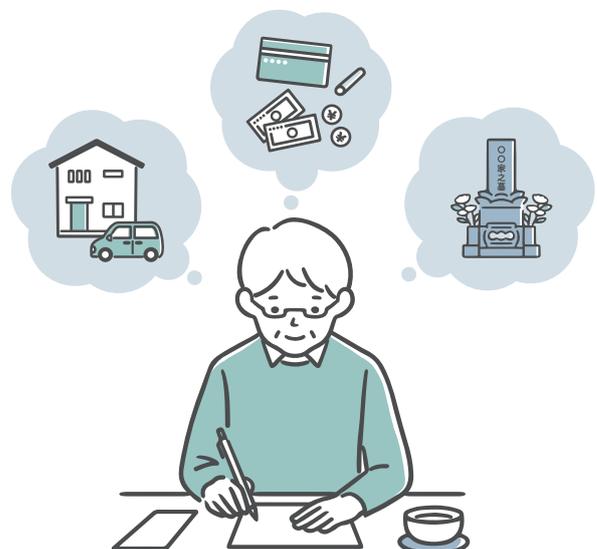
年に2回(延べ12日間程度)、これからの人生をより豊かに安心して過ごすため、様々な内容をテーマに開催しています。

※時期とテーマについては社協だより(奇数月の5日発行)をご覧ください。

内容

- ※内容はその都度変更されます。
- 葬儀について
 - エンディングノートをどう活かすか
 - 遺言と相続の基本を学ぶ
 - 将来に備える任意後見制度
 - 知っておきたい民事信託制度

など



やすらぎ安心サポート事業

身近に頼れる親族がない高齢者の方などが、人生の最期まで安心して自分らしく暮らせるよう、社会福祉協議会と契約を結び、預託金をお預りすることで、見守りを行いながら、入院・入所の支援や葬儀、家財処分などの死後事務を行います。

対象者

次に掲げる要件を**全て満たす方**が対象になります。

- ① 葛飾区に住所を有し、かつ在住する方
- ② 身近に頼れる親族がない単身世帯の方、おおむね65歳以上の高齢者のみの世帯の方
又はおおむね65歳以上の高齢者と障がい者のみの世帯の方
- ③ やすらぎ安心サポート事業の契約内容について、判断できる能力を有している方
- ④ 原則、住宅ローン以外の負債がなく、契約時に必要な資力を有する方
- ⑤ 利用申込み年度の住民税(その年度の住民税が算定されるまでの間は前年度の住民税)により算定された本人の合計所得金額が125万円未満の方
- ⑥ 生活保護を受けていない方

※契約能力に疑義がある場合、医師の診断書を求めることがあります。

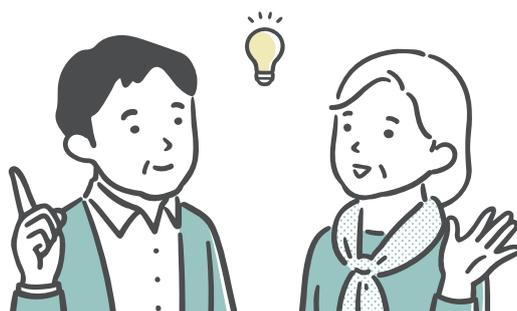
サービス内容

必須(基本サービス)	選択		必須
自立	入院	要介護	死亡
見守りサポート	安心サポート	日常生活支援サポート	やすらぎサポート
定期的な見守り	入退院の同席や手続き 入院費の支払い など	福祉サービスの利用援助 日常的金銭管理サービス 各種手続き支援 書類等預かりサービス	葬儀・埋葬サポート 残存家財処分サポート 死後事務サポート 公正証書遺言書作成サポート
職員等が定期的な電話や訪問により、健康状態や生活状況などのほか、サービスに関するご希望内容に変更がないかを確認いたします。 	病院への入院や福祉施設への入所の際の説明や手続き時に立ち合いを行います。また、預託金から入院費や入所費の支払いを行い、入院・入所時には必要物品のお届けも行います。また、成年後見制度の利用支援や後見人等が就くまでの生活費をお届けいたします。	福祉サービス利用の必要がでてきたり、郵便物の確認や生活費の預貯金払戻しなどが難しくなってきた場合には、ご希望に応じて上記の個別サービスを提供いたします。 	事前に預託金を預かり、ご本人死亡後の葬儀や埋葬、家財処分などの支援を行います。また、死後事務サポートとして、公共サービスや賃貸住宅の解約手続きなどの支援を行います。財産については、公正証書遺言書の作成の支援も行います。 
無料	預託金 50万円から	利用料 1時間1,000円から	預託金 業者見積額・ 公正証書作成料など

ご契約までの流れ

① 相 談	まずは、お気軽にご連絡ください。 サービス内容や利用料金等についてご説明いたします。
② 利用申込み	申込書にご記入いただき、住民票など利用対象者の要件を確認するための書類もご提出いただきます。また、その際、現在の生活状況やお亡くなりになった後に関するお困りごとなどをお聞きします。
③ 審 査	お申込みされた方が利用条件を満たしているかどうかなどの審査を行います。
④ 支援計画(案) 公正証書(案) 作 成	職員がご要望をお伺いしながら支援計画書(案)を作成いたします。また、公証役場へ死後事務委任契約の公正証書(案)と公正証書遺言書(案)の作成依頼もしていきます。公正証書作成費用は、ご利用者の実費負担になります。
⑤ 契 約	葛飾区社会福祉協議会とやすらぎ安心サポート事業の契約を締結します。 ※あわせて公正証書による死後事務委任契約を締結し、公正証書遺言書も作成します。
⑥ 預 託 金 の お 振 込 み	契約後1週間以内に預託金をお振り込みいただきます。

預託金の参考例



終活情報登録事業



葛飾区社会福祉協議会では、高齢者の方などが「もしもの時」に必要な情報をご家族や大切な方に伝えられるように、終活に関する情報を社会福祉協議会に登録することで、もしもの時に登録情報を指定した方等にお伝えすることができます。

登録できる内容

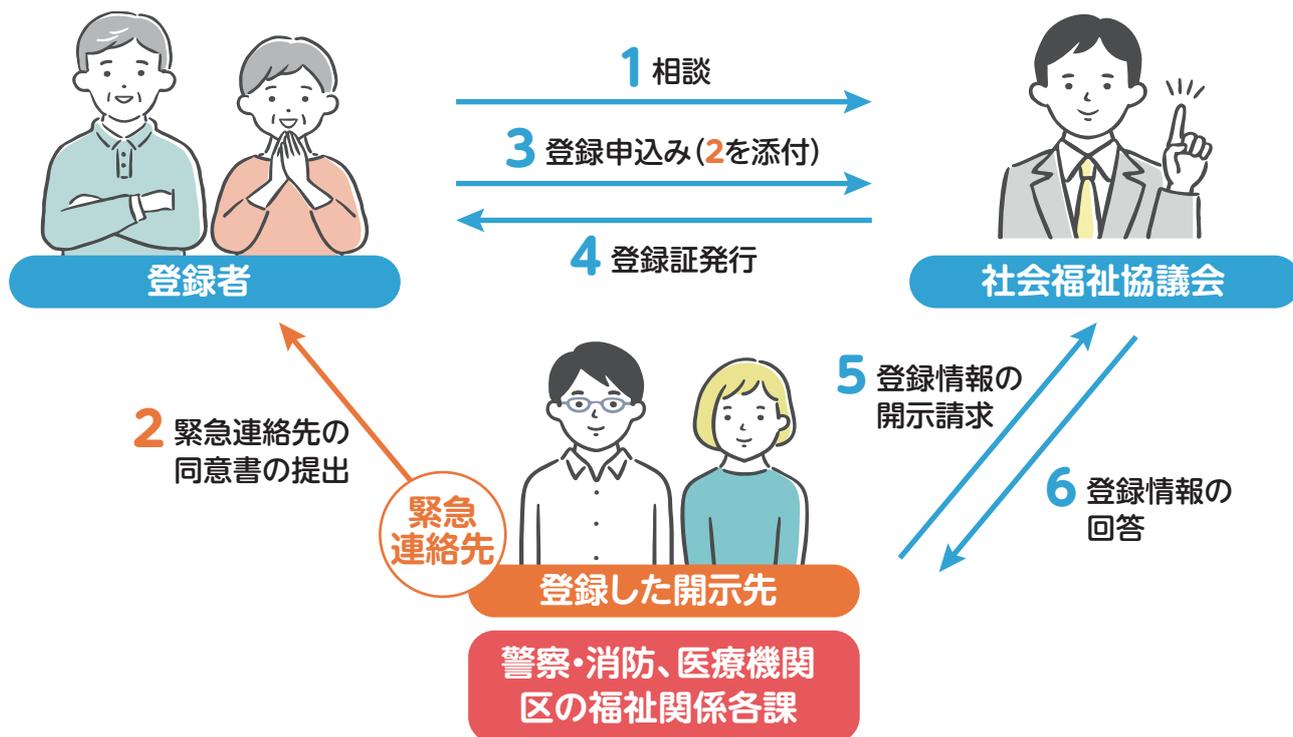
- 1 自分の基本データ
 - 2 緊急連絡先
 - 3 通院先
 - 4 アレルギー情報
 - 5 服薬情報
 - 6 リビング・ウィル(延命治療等の事前指示書)の保管場所等
 - 7 エンディングノートの保管場所等
 - 8 臓器提供の登録
 - 9 献体の登録先
 - 10 死後事務委任契約や終活関係の生前契約の情報
 - 11 遺言書について
 - 12 葬儀について
 - 13 お墓について
- ※登録できる情報はご自身でご自由に選択ができます。

登録できる方

- 区内に住所を有している一人暮らしの65歳以上の方
- 疾病、障害、認知症等により明確に意思表示することが困難な状態の家族(親族に限る)と同居し、一人暮らしと同様の状況にある区内に住所を有している65歳以上の方

登録・開示の流れ

※登録時には、ご本人確認のための書類(マイナンバーカードや運転免許証など)をご提示ください。



成年後見制度利用支援事業

葛飾区成年後見センターは、葛飾区から中核機関の運営を受託し、成年後見制度の広報・啓発のほか、成年後見制度利用促進に向けての相談や申立方法の案内、専門機関の紹介のほか、地域連携のための協議会の運営、成年後見人等の支援など、成年後見制度の利用について支援します。

① 相談事業 《成年後見制度に関するあらゆる相談に応じます》

制度の内容や制度を利用することの可否、利用のための手続き、成年後見人の活動等、どのような相談にも応じます。法律的専門相談(2ページ参照)にもお答えします。



② 申立て(手続き)の支援



成年後見制度を利用するためには、家庭裁判所に申立て(手続き)を行わなければなりません。成年後見センターでは手続きの支援や、本人や親族での手続きが難しい場合に、手続きを代行してくれる団体の紹介をします。

③ 親族後見人の支援

親族の方が後見人等候補者になる場合、法律関係者などと検討支援会議を開催し、家庭裁判所への推薦や後見活動への支援を行います。

また、親族で既に後見人となっている方などを支援するため、研修や情報交換を目的とした「親族後見人等の集い」を開催します。



④ 成年後見制度利用促進協議会の運営



成年後見に関わる法律職、介護や医療関係者、地域の支援者などの関係機関等による協議会を設け、成年後見制度に関するそれぞれの取り組みや情報の共有を図り、円滑に制度の利用が進むよう、専門職団体や関係団体との連携の強化を図ります。

⑤ 検討支援会議の定期的開催

後見申立の必要性の判断や支援方針の多角的な検討を要するケース等について、弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門職で構成される検討支援会議に付議し、適切な支援内容や後見人等候補者の選定、後見開始後の支援の在り方などについて検討します。



⑥ 申立費用・後見報酬の助成



成年後見制度を利用するため家庭裁判所への申し立てに係る手数料や診断書作成料などの費用、後見人等に支払う報酬費用を助成します。

助成を受けられる方には一定の要件があります。詳しくはお問い合わせください。

後見人等が親族の場合は対象になりません。
(※成年後見人等の報酬額は、年1回家庭裁判所が決定し、本人の財産から支払われます。)

⑦ 市民後見人の養成

今後、増加が予想される後見ニーズに対応するため、地域の中で後見人になってくれる「市民後見人」の養成をしています。

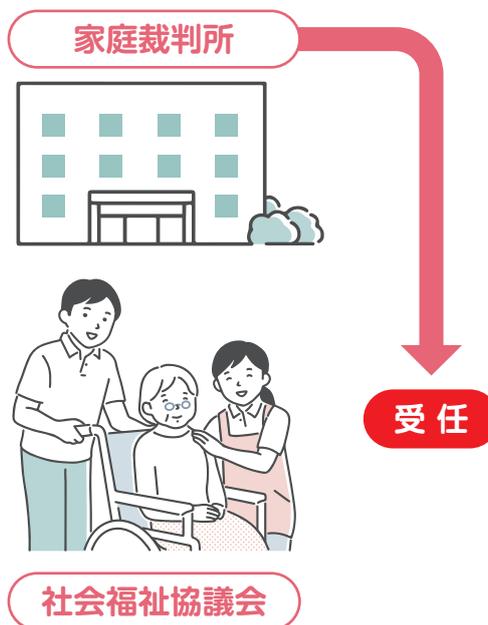


⑧ 法人後見の受任

身寄りが無い等の理由で成年後見人等の候補者がいない場合に、財産管理や身上保護等の成年後見業務を社協が家庭裁判所から受任します。

⑨ 広報・啓発

成年後見制度に関する案内、パンフレットの作成や配布、社協だより等の広報紙を活用した情報提供、成年後見制度に関する講演会などを実施し、制度の普及啓発活動を行います。



成年後見制度とは…

判断能力が不十分な場合に、本人を法律的に保護し、支えるための制度です。例えば、認知症、知的障がい、精神障がい等の方が預金の解約、介護などの福祉サービス契約の締結、遺産分割協議、不動産売買等をする必要があっても、本人に判断能力が全くなければ、そのような行為はできません。また、判断能力が不十分な場合はこれを本人だけに任せていたのでは、本人にとって不利益な結果を招くおそれがあります。そのため、本人を援助する人が必要になってきます。そこで、判断能力が十分ではない方のために、家庭裁判所が成年後見人等の援助者を選び、その選ばれた援助者が、本人のために活動するのが成年後見制度です。

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。

法定後見制度

『すでに判断能力が不十分な場合』

支援を受ける人

支援する人

後見



判断能力がほとんどありません。日常的な買い物や通帳・印鑑の管理ができません。

ほとんど判断できない人を対象



成年後見人

保佐



日常的な買い物はできませんが、おつりが分からなくなったり、物忘れが多くなって、日常生活にも支障がでています。

判断能力が著しく不十分な人を対象



保佐人

補助



日常的な買い物はできませんが、難しい契約をひとりでするのは不安な状態です。(※制度利用には本人の同意が必要です)

判断能力が不十分な人を対象



補助人

成年後見人等の報酬額は、家庭裁判所が決定します。

手続きの流れは…15ページ

任意後見制度

『判断能力が確かなうちに支援内容等を決めておく場合』

支援を受ける人

支援をする人

任意後見制度



私は元気!!
何でも自分で決められる。
今、元気な人が対象です。

判断能力が
衰えたら



任意後見人

判断能力が確かなうちに、公証役場で、任意後見受任者（支援をする人）と支援内容・方法を決め、公証人が作成する公正証書で契約をします。そして、判断能力が低下して支援の必要が生じた時に、契約をした任意後見受任者が任意後見人として支援をします。任意後見人が正しく職務を行っているかチェックするために、必ず任意後見監督人が家庭裁判所で選任されます。任意後見人の報酬額は契約で決めておきます。

手続きの流れは…17ページ

成年後見人等の権限

成年後見人等には3つの権限(代理権・同意権・取消権)が付与されます

代理権

本人に代わって、財産管理や法的な契約行為を行う権限。
成年後見人等が行った行為は、本人が行った行為として扱われます。

同意権

本人が特定の法律行為を行う際に成年後見人等の同意が必要となります。
成年後見人等はその内容が本人に不利益でないか検討して、
問題がない場合に同意する権限。

取消権

本人が成年後見人等の同意を得ないで特定の法律行為等を行った場合、
成年後見人等がその行為を取消し、現状に戻す権限。
※成年後見人等が取り消すことができる行為には、日常生活に関する行為
(日用品の購入など)は含まれません。

※任意後見制度には、同意権・取消権がありません。

成年後見人等の活動

定期的な見守り

- 定期的に本人を訪問して、本人の生活の状況や考え、気持ちを確認して支援の方向を検討します。また、本人に関わる福祉関係者や家族と情報交換や連携をして支援をします。

福祉サービス利用の手続き

- ケアマネジャーや相談支援事業所と連携し必要なサービスを検討します。
- 必要なサービスを利用するための契約や料金の支払い、利用しているサービスが適切に提供されているか等の確認をします。

様々な手続きの実施

- 区役所から届く年金や介護保険、税金などの書類を確認し必要な手続きを行います。
- 銀行からのお知らせや届出、請求などに必要な手続きを行います。
- 住民税・固定資産税などの税金の申告や納付を行います。
- 賃貸借契約の更新や支払い、減免申請等を行います。

財産の管理

- 銀行からの現金の引き出し、本人へのお届け、ヘルパーへ必要なお金を預けるなど金融機関に関する手続きを行います。
- 公共料金や福祉サービス利用料の支払い、そのために必要な自動引き落とし契約や手続きなどを行います。

入院、入所などの手続き

- 病院への入院や受診のための手続きを行い、担当医から受診結果を確認し、治療方法などについても把握します。
- 入院費用の支払いや高額医療費受給の手続きを行います。
- 必要な施設を福祉関係者とともに探し、施設入所のための手続きや必要な費用の支払いを行います。

契約の取り消し

- 本人が行った法律行為(契約)が不利益なものだったり必要のないものだと判断したときは、後見人はその法律行為を取り消します。(法定後見のみ)

家裁への報告

- 本人の健康状態や暮らしぶり、お金や土地がどのくらいあるかについて家庭裁判所に報告します。

後見人等の職務に含まれていないもの

医療同意

手術などの医療行為を行う場合の同意。

身分上の行為

本人の結婚・離婚・遺言などに関わること。

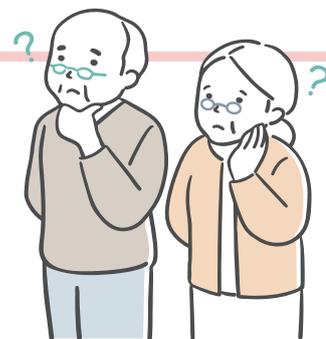
身元引受・保証

身元引受人や保証人になること。

その他

掃除や食事、洗濯の世話などを直接行うこと。

これに代えて必要な福祉サービスの利用契約を行い本人の支援を行います。



※後見人等の活動は、本人が病気などから回復し判断能力を取り戻すか、本人が死亡するまで続きます。

チャートでみる 法定後見制度の流れ

1 準備

申立ての準備をする

- ① 申立人や※1成年後見人等の候補者を検討します。
- ② 本人の判断能力・日常生活・経済状況を把握します。
- ③ 診断書の手配、戸籍抄本等の準備をします。
- ④ 申立書を作成します。



家庭裁判所に申立て

2 申立て

- 申立人が、本人の住所地を管轄する家庭裁判所に申立てます。
- ※ 23区及び諸島は東京家庭裁判所本庁（霞ヶ関）が管轄。
- ※ 補助開始申立ての場合は、本人の同意が必要です。



家庭裁判所が審理を行います

3 審理

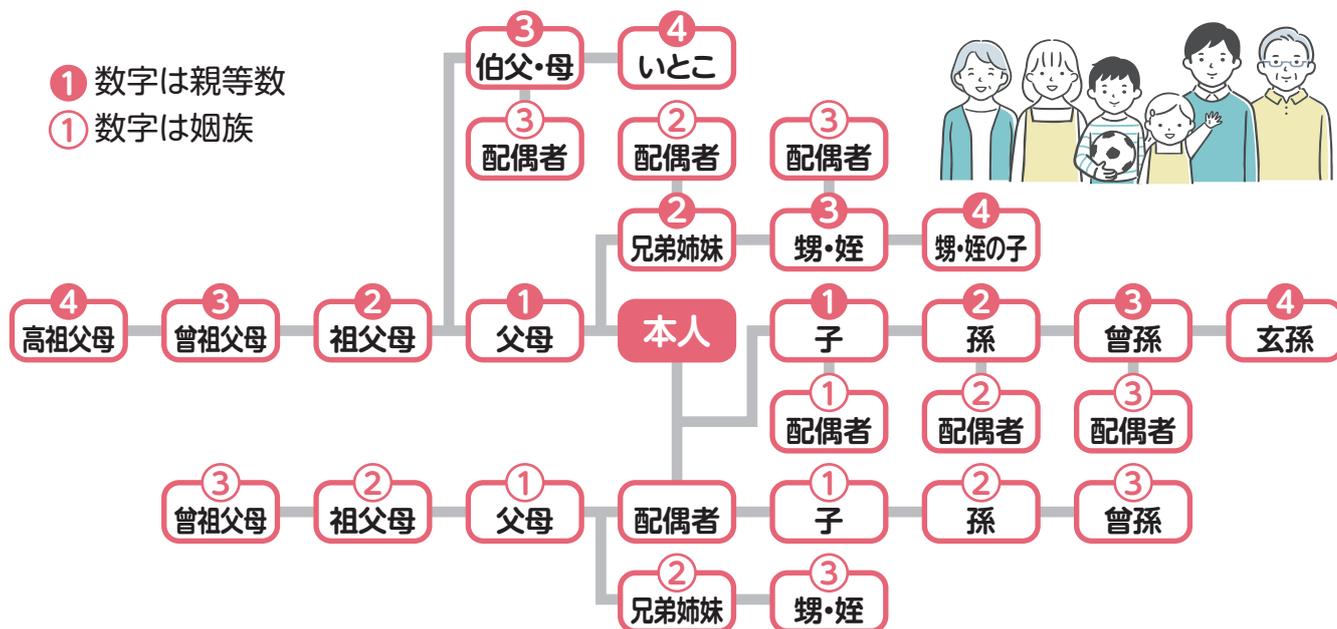
家庭裁判所の調査官による調査

- 書類を点検し、申立人から申立ての理由の説明を聞きます。
- 成年後見人等の候補者がいる場合は、適格かどうか事情を聞きます。
- 本人に面接して意思の確認をしたり、生活状況等を調査します。
- 本人の精神的な障害の程度、援助の必要性などを確認するために、調査官が、本人に直接会って話を聞きます。補助、保佐で代理権等をつけた場合は、本人の同意の有無を確認します。
- 親族（法定相続人）へ、意向照会をします。

※1 成年後見人等の候補者は、弁護士・司法書士・社会福祉士などの専門職や親族の方もなることは可能です。ただし、成年後見人等の選任は、家庭裁判所が、最も適任と思われる方を選任します。候補者が見つからない場合、成年後見センターへご相談ください。

申立てできる人

本人・配偶者・四親等以内の親族・検察官・任意後見人・任意後見受任者・市区町村長等です。



すでに判断能力が不十分な方

医師による鑑定

●原則として「保佐」「後見」の利用を希望する場合は、家庭裁判所は本人の判断能力や障害の程度を判断するために、医師による鑑定を行います。

※申立てから審判までは、概ね3ヶ月程度が見込まれます。



4 審判

類型の決定と選任

●申立てた類型の決定、成年後見人等の選任と、内容・範囲(取消権・同意権・代理権の付与)が決定されます。

●場合によっては、成年後見人等の監督人が選任されます。

●本人と成年後見人等に審判結果を通知し、法定後見が開始します。

※審判が確定するのは、成年後見人等が審判書を受領してから2週間後です。審判に不服がある申立人などは、この2週間の間に不服申立て(即時抗告)の手続きを取ることができます。



2週間経過

審判確定

5 登記

審判確定後、家庭裁判所が東京法務局に後見登記の登録を依頼します。審判書を受け取った時から約1ヵ月で登記が完了します。

法定後見人の業務

●財産管理事務や身上保護事務を行い、家庭裁判所へ報告します。

※法定後見人に支払う報酬は、本人の財産状況や後見活動の内容に応じて家庭裁判所が決定します。

申立てに必要な書類 ①

当センターで申立書類を配布しています

- ① 申立書
 - ② 申立事情説明書
 - ③ 親族関係図
 - ④ 財産目録及びその資料(本人)
 - ⑤ 相続財産目録及びその資料
※該当者のみ
 - ⑥ 収支予定表及びその資料(本人)
 - ⑦ 後見人等候補者事情説明書
 - ⑧ 親族の意見書
 - ⑨ 診断書(成年後見制度用)
 - ⑩ 診断書付票
 - ⑪ 本人情報シート(コピー)
- ※⑨⑩は、いずれも申立日において3ヶ月以内に作成されたもの

申立てに必要な書類 ②

区役所等で交付を受けるもの

- ⑫ 戸籍抄本(本人)
- ⑬ 住民票(本人・後見人等候補者)
※マイナンバーの記載がないもの
- ⑭ 本人が登記されていないことの証明書(東京法務局)
- ⑮ 愛の手帳の写し(手帳をお持ちの場合)
※⑫～⑭は、いずれも申立日において3ヶ月以内に発行されたもの
- ⑯ 収入印紙:申立手数料
(後見800円、保佐1,600円、補助2,400円)
- ⑰ 収入印紙:登記手数料(2,600円)
- ⑱ 郵便切手(後見4,000円、保佐・補助5,000円)
- ⑲ 鑑定費用(実費)
成年後見人等の報酬は、報酬付与の申立てにより、家庭裁判所が金額などを決定します。

チャートでみる任意後見制度の流れ

① 任意後見人を決める

任意後見人を決める

- 将来の不安や心配事についてどんな支援を受けたいか、本人と任意後見受任者が話し合い、任意後見契約の内容を決めます。
- 支援の内容が決まったら、本人と任意後見受任者は、公証役場に出向いて、その内容について公正証書により正式に契約を交わします。

※「任意後見受任者」任意後見人になる人です。



公証役場

② 任意後見契約を結ぶ

任意後見契約を結ぶ

- 本人と任意後見受任者が一緒に公証役場で公正証書による任意後見契約を結びます。

- 必要な書類

【本人に関するもの】

- 戸籍謄本 ● 住民票 ● 印鑑登録証明書 ● 実印
- 運転免許証やマイナンバーカード等の顔写真付き公的身分証明書

【任意後見受任者に関するもの】

- 住民票 ● 印鑑登録証明書 ● 実印
- 運転免許証やマイナンバーカード等の顔写真付き公的身分証明書

【その他】

診断書や財産目録等が必要な場合もあります。
(公証役場に確認)

- 公正証書の内容は、東京法務局に登録されます。
(任意後見登記)
- 任意後見人に支払う報酬額は、本人と任意後見受任者との話し合いによって結ばれた契約で決まります。



家庭裁判所

判断能力低下

任意後見契約書作成にかかる費用

- | | |
|------------------------|---------|
| ① 任意後見契約書の基本手続き料 | 11,000円 |
| ② 登記嘱託手数料 | 1,400円 |
| ③ 登記にかかる印紙代(収入印紙) | 2,600円 |
| ④ その他 証書代 登記嘱託書郵送用切手代等 | |

任意後見開始後にかかる費用

- ① 任意後見人の報酬
本人と任意後見受任者(後の任意後見人)との契約によって決定します。
- ② 任意後見監督人の報酬
家庭裁判所が決定します。
- ③ 任意後見人、任意後見監督人の事務費

任意後見監督人の選任にかかる費用

- | | |
|------------------|--------|
| ① 申立手数料(収入印紙) | 800円 |
| ② 通信費 裁判所によって異なる | |
| ③ 登記手数料(収入印紙) | 1,400円 |



将来の不安に備えたい方

3 任意後見監督人選任を申し立てる

任意後見監督人の選任申立手続き

- 申立権者
本人、配偶者、四親等以内の親族、任意後見受任者

- 必要な書類

【申立書類】

- 任意後見監督人選任申立書
- 申立事情説明書(任意後見)
- 任意後見受任者事情説明書
- 親族関係図
- 本人の財産目録及びその資料
- 本人の収支状況報告書及びその資料

【本人についての書類】

- 診断書(成年後見制度用)
- 診断書付票
- 本人情報シートのコピー
- 戸籍抄本
- 住民票(本人・任意後見受任者)
- 登記事項証明書(任意後見)
- 登記されていないことの証明書(東京法務局)
- 任意後見契約公正証書のコピー

任意後見制度を利用するために、本人の住所地を管轄する家庭裁判所に任意後見監督人を選ぶよう申立てます。



4

登記

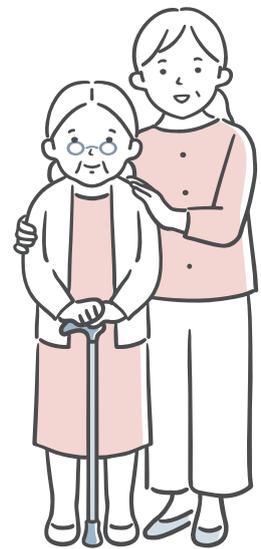
任意後見人が選任される



5 後見事務がスタート

任意後見人スタート

- 法定後見制度と同様に、調査、審問などの手続きが行われ、家庭裁判所が任意後見監督人を選びます。
- 任意後見受任者は正式に任意後見人となり、任意後見が開始されます。



成年後見制度に関するお問い合わせ

成年後見制度の手続きに関すること

東京家庭裁判所 東京都千代田区霞ヶ関1-1-2
後見センター TEL 03-3502-5359・5369

後見登記に関すること

東京法務局 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎4階
TEL 03-5213-1360(後見登録課)

任意後見制度に関する相談・手続きに関すること

葛飾公証役場 葛飾区青戸6-1-1 朝日生命葛飾ビル2階
TEL 03-6662-9631

社会福祉法人 葛飾区社会福祉協議会 葛飾区成年後見センター

〒124-0006 葛飾区堀切3-34-1
地域福祉・障害者センター3階
(ウェルピアかつしか)
TEL 03-5672-2833
FAX 03-5698-2513
<http://www.katsushika-shakyo.com>

開所日

月曜日～金曜日
午前8時30分～午後5時
(祝日・振替休日・年末年始を除く)



電車 京成「お花茶屋駅」・「堀切菖蒲園駅」下車 徒歩各12分



バス 京成バス東京(新小51系統 綾瀬駅～新小岩駅)
堀切中学校バス停下車徒歩3分

